

令和 3 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 3 年 9 月 1 日

も く じ

認定第 1 号	令和 2 年度大東市一般会計歳入歳出決算について-----	別冊
認定第 2 号	令和 2 年度大東市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につ いて-----	別冊
認定第 3 号	令和 2 年度大東市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算 について-----	別冊
認定第 4 号	令和 2 年度大東市火災共済事業特別会計歳入歳出決算につ いて-----	別冊
認定第 5 号	令和 2 年度大東市介護保険特別会計歳入歳出決算について-----	別冊
認定第 6 号	令和 2 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決 算について-----	別冊
認定第 7 号	令和 2 年度大東市 2 駅周辺整備事業特別会計歳入歳出決算 について-----	別冊
認定第 8 号	令和 2 年度大東市水道事業会計決算について-----	別冊
認定第 9 号	令和 2 年度大東市下水道事業会計決算について-----	別冊
報告第 8 号	市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 9 号	令和 2 年度決算における大東市水道事業会計資金不足比率 について-----	2
報告第 10 号	令和 2 年度決算における大東市下水道事業会計資金不足比 率について-----	3
議案第 47 号	令和 3 年度大東市一般会計補正予算（第 5 次）について-----	別冊
議案第 48 号	令和 3 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次） について-----	別冊
議案第 49 号	令和 3 年度大東市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 50 号	令和 3 年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第 1 次） について-----	別冊
議案第 51 号	令和 3 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 1 次）に ついて-----	別冊

議案第52号	令和3年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1次)について-----	別冊
議案第53号	大東市教育委員会委員の任命について-----	4
議案第54号	野崎駅西側立体駐輪場新築工事請負契約について-----	5
議案第55号	令和2年度大東市水道事業利益剰余金処分について-----	6
議案第56号	令和2年度大東市下水道事業利益剰余金処分について-----	7
議案第57号	大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場及び大東市立住 道駅前自動二輪車等駐車場の指定管理者の指定について-----	8
議案第58号	大東市立住道駅北自転車駐車場、大東市立住道駅西自転車 駐車場及び大東市立住道駅西第二自転車駐車場の指定管理 者の指定について-----	9
議案第59号	大東市市税条例の一部を改正する条例について-----	10
議案第60号	大東市立認定こども園条例について-----	13
議案第61号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について----	18
議案第62号	大東市立自転車・自動車駐車場条例の一部を改正する条例 について-----	22

報告第9号

令和2年度決算における大東市水道事業会計資金不足比率について

令和2年度決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率 (%)	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と表している。

報告第10号

令和2年度決算における大東市下水道事業会計資金不足比率について

令和2年度決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく下水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率 (%)	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と表している。

議案第53号

大東市教育委員会委員の任命について

大東市教育委員会委員 太田 忠雄氏の任期が、令和3年10月7日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 太 田 忠 雄
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
平成17年4月 ～ 平成21年3月 大東市立深野北小学校長
平成21年4月 ～ 平成25年3月 大東市立氷野小学校長
平成28年9月 ～ 現在 大東市教育委員会委員

議案第54号

野崎駅西側立体駐輪場新築工事請負契約について

野崎駅西側立体駐輪場新築工事請負契約を次のとおり締結する。

令和3年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 野崎駅西側立体駐輪場新築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金683,397,000円 |
| 4 契約の相手方 | 四條畷市雁屋南町18番27号
藤井工業・新田工務店特定建設工事共同企業体
代表者
四條畷市雁屋南町18番27号
株式会社藤井工業
代表取締役 藤井 勝彦 |

理 由

野崎駅西側立体駐輪場新築工事の予定価格の金額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定による1億5,000万円以上であるため。

議案第55号

令和2年度大東市水道事業利益剰余金処分について

令和2年度大東市水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

令和3年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1	当年度未処分利益剰余金		385,121,336 円
2	利益剰余金処分類		
(1)	資本金	△164,756,287 円	
(2)	減債積立金	0 円	
(3)	建設改良積立金	<u>△100,000,000 円</u>	<u>△264,756,287 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>120,365,049 円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第56号

令和2年度大東市下水道事業利益剰余金処分について

令和2年度大東市下水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

令和3年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1	当年度未処分利益剰余金		639,242,035 円
2	利益剰余金処分類		
	(1) 資本金	0 円	
	(2) 減債積立金	△430,000,000 円	
	(3) 建設改良積立金	<u>0 円</u>	<u>△430,000,000 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>209,242,035 円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第57号

大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場及び大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場の指定管理者の指定について

大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場及び大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場
大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
ミディ総合管理株式会社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

議案第58号

大東市立住道駅北自転車駐車場、大東市立住道駅西自転車駐車場及び大東市立住道駅西第二自転車駐車場の指定管理者の指定について

大東市立住道駅北自転車駐車場、大東市立住道駅西自転車駐車場及び大東市立住道駅西第二自転車駐車場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立住道駅北自転車駐車場
大東市立住道駅西自転車駐車場
大東市立住道駅西第二自転車駐車場 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
ミディ総合管理株式会社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

議案第59号

大東市市税条例の一部を改正する条例について

大東市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等の一部が施行されることに
伴い、所要の改正を行うため。

大東市市税条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第25項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (3) 附則第10条の2第25項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年

度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第60号

大東市立認定こども園条例について

大東市立認定こども園条例を次のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

幼保連携型認定こども園として、大東市立北条こども園を設置するため。

大東市立認定こども園条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（設置）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

（名称、位置及び定員）

第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

（入園の資格）

第3条 認定こども園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市内に保護者（法第2条第11項に規定する保護者をいう。以下同じ。）と共に居住する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども
- (2) 子ども・子育て支援法第30条第1項に規定する保育認定子ども

（入園の承諾）

第4条 認定こども園に入園を希望する子どもの保護者は、市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、前項に規定する子どもの入園を承諾しないことができる。

- (1) 設備その他の事情により、法第2条第8項に規定する教育又は同条第9項に規定する保育を行うことができないとき。
- (2) 疾病その他の事由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該子どもを入園させることについて、市長が適当でないと認めるとき。

（出席停止等）

第5条 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、園児の認定こども園への出席を停止

し、又は園児を認定こども園から退園させることができる。

(1) 前条第2項第1号又は第2号に掲げる場合に該当するとき。

(2) この条例の規定に違反したとき。

(3) 認定こども園の管理上必要な指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該園児を出席させ、又は通園させることについて、市長が適当でないとき。

(通園バス使用料等)

第6条 認定こども園の通園バス使用料は、通園バスを使用する園児1人につき月額3,000円とする。ただし、8月分の通園バス使用料にあつては、これを徴収しないものとする。

2 認定こども園の預かり保育料（預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後及び長期休業日（規則で定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日をいう。以下この項において同じ。）の期間中に認定こども園において実施する教育活動をいう。以下この項において同じ。）に係る保育料をいう。次条において同じ。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 預かり保育を受ける時間が教育課程に係る教育時間の終了後から午後4時30分までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額200円

(2) 預かり保育を受ける時間が教育課程に係る教育時間の終了後から午後6時までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額400円

(3) 預かり保育を受ける時間が長期休業日の午前9時から正午までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額400円

(4) 預かり保育を受ける時間が長期休業日の午前9時から午後4時30分までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額600円

(5) 預かり保育を受ける時間が長期休業日の午前9時から午後6時までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額800円

(通園バス使用料等の納入等)

第7条 認定こども園の通園バス使用料及び預かり保育料は、市長の指定する期日までに納入しなければならない。

2 既納の認定こども園の通園バス使用料及び預かり保育料は、返還しないものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、通園バス使用料及び預かり保育料の

全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(大東市立保育所条例の一部改正)

2 大東市立保育所条例（昭和37年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表大東市立北条保育所の項を削り、同表大東市立南郷保育所の項中「180」を「180人」に改め、同表大東市立野崎保育所の項中「130」を「130人」に改める。

(大東市立幼稚園条例の一部改正)

3 大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表大東市立北条幼稚園の項を削る。

(大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

4 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長は」の次に「、教育・保育給付認定子どもに対し」を加え、「教育・保育給付認定子どもに対して」を「保育を、市立認定こども園（大東市立認定こども園条例（令和 年条例第 号）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）において教育又は」に改める。

第5条中「市立保育所」の次に「、市立認定こども園」を加える。

(経過措置)

5 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において、附則第2項の規定による改正前の大東市立保育所条例別表に規定する大東市立北条保育所に在所している乳幼児又は附則第3項の規定による改正前の大東市立幼稚園条

例別表に規定する大東市立北条幼稚園に在園している園児の保護者は、施行日において第4条第1項の承諾を受けたものとみなす。

(準備行為)

- 6 第4条第1項の承諾に関する手続その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第2条関係）

名称	位置	定員
大東市立北条こども園	大東市北条三丁目9番18号	150人

議案第61号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を
「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 雑則（第53条）」に改める。

第5条第2項から第5項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理

組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電

磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

大東市立自転車・自動車駐車場条例の一部を改正する条例について

大東市立自転車・自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立野崎駅西自転車駐車場の位置を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立自転車・自動車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市立自転車・自動車駐車場条例（令和2年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1大東市立野崎駅西自転車駐車場の項中「、大東市野崎一丁目14番及び大東市深野三丁目1番」を「及び大東市野崎一丁目14番」に、「終日」を「自転車に係る屋外の駐車場にあつては終日、原動機付自転車に係る駐車場及び自転車に係る屋内の駐車場にあつては午前4時30分から翌日午前1時30分まで」に改める。

別表第2の1の表大東市立野崎駅西自転車駐車場の項を次のように改める。

大東市立野崎駅 西自転車駐車場	1月	2,200円	150円	1月	3,300円	250円
	3月	6,300円		3月	9,000円	

別表第2の1の表備考に次の1項を加える。

- 3 大東市立野崎駅西自転車駐車場において、定期駐車券を紛失又は破損したときは、定期駐車券の再発行に係る実費負担分として、1,000円を徴収する。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

印刷物番号

3 - 3 8